平成２８年（フ）第１９０号
川崎市宮前区野川3219番地１　ソレイユ・ルヴァンＶ　303、前住所川崎市宮前区平３丁目７番58号
破産者　飯塚　和美
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
福井県勝山市栄町４丁目４番11号
破産者　織田　吉和
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６２号
福井県越前市下太田町第12号19番地の５
破産者　藤田　信三
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６５号
福井市西学園３丁目402番地、旧住所福井市若杉２丁目1534番地
破産者　磯乃華こと　宮口　正一
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７３号
福井市丸山２丁目1307番地１　シティハウス丸山101
破産者　河原　清勝
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
福井県越前市高森町第７号１番地の16
破産者　岡田　文男
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９９４号
名古屋市西区花の木２丁目３番12号　ホワイトコート花の木Ｂ棟102号
破産者　中谷　拓正
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８０１号
愛知県海部郡大治町大字花常字伊勢田20番地サンライズ清香Ⅱ102号
破産者　中田　貴之
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８７４号
名古屋市天白区植田南２丁目115番地　日映マンションⅡ　９Ａ号
破産者　中澤　敏益
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９９０号
愛知県小牧市城山１丁目６番地６　コンフォール城山６号棟404号、従前の住所京都市中京区壬生森町48番地２
破産者　岡本ゆみ子
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１００６号
神戸市中央区磯辺通１丁目１番31―308号、従前の住所神戸市中央区伊藤町106番地2104号
破産者　芳本　浩次
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６４号
広島県福山市道三町10番17号　クレセント道三205号、住民票上の住所広島県福山市地吹町13番39―807号
破産者　得能　将幸
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第３０３号
熊本市西区沖新町253番地３
破産者　渡辺　礼昭
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３０６号
熊本県宇土市宮庄町230番地１　グリーン轟３号棟
破産者　安邉　英夫
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３５号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町7781番地13
破産者　花田　芳浩
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第４８号
鹿児島県出水市武本2977番地１
破産者　児島　政美
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１４１号
青森市桜川１丁目10番７号
破産者　木中　和子
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３４４号
茨城県鉾田市高田109番地
破産者　小室　　充
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１６１号
茨城県ひたちなか市大字枝川517番地
破産者　畑　　達宏
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所